

教えて！土手内さん

2021年 11月号

～贈与は正しい知識と余裕をもって実行しましょう～

生前贈与(暦年課税)は、1月1日から12月31日までの間で課税される仕組みです。一般的に「110万円までは無税」とよくいわれていますが、この言葉だけが独り歩きしてしまい、とにかく「110万円以下の資金移動をすれば贈与が成立する」という風潮があるようです。

しかし、せっかく贈与をしたつもりでも、相続税の税務調査において贈与が認められないケースもあるため、注意が必要です。

贈与契約は、贈与者と受贈者のお互いの了解認識があれば成立しますが、贈与者が亡くなった相続発生後に、客観的にその了解認識があったと証明できる資料がある事が、税務署に対して大事になります。

贈与の事実を証明するために、まずは以下の点に注意すると良いでしょう。

① できるかぎりの証拠を残す

契約書は必ず作成し、現金手渡しよりも通帳間の移動(振込・振替)で行いましょう

② 贈与税の申告(納税)をする

申告は受贈者が行うので、贈与の事実を知らなかったということを防ぐことにもなります

③ 受贈者が財産を管理する

受贈者が自ら作成・管理している通帳・印鑑にて手続きをしましょう

なお、相続時の節税効果を得られる暦年贈与ですが、昨年末の税制改正大綱で、暦年贈与の廃止または大幅な縮小がされる可能性が示されました。

改正される内容の詳細や時期はまだ未定ですが、早ければ来年から暦年贈与を活用できないことも予想されます。

贈与をお考えの際には、担当者にご相談ください。



税理士法人
土手内総合事務所